

スーパー定期<複利型>

(平成25年1月4日現在)

1. 商品名 (愛称)	●自由金利型定期預金M型<複利型> (愛称:スーパー定期)
2. 販売対象	●個人の方のみ
3. 期間	●定型方式 3年、4年、5年 ●満期日指定方式 3年超5年未満 ●定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いができます。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	●一括預入 ●1,000円以上 ●1円単位
5. 払戻方法	●満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	●預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 ●満期日以後に一括して支払います。 ●付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月毎の複利計算とします。
7. 利子課税	●個人の場合は分離課税20.315%(国税15.315%、地方税5%) ●マル優の取扱いができます。
8. 手数料	—————
9. 中途解約時の取扱い	●満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第3位以下切捨て)により6か月毎の複利計算した利息とともに払い戻します。 (1) 3年ものの定型方式および3年超4年未満の満期日指定方式 A 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通預金の利率 B 預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×40% C 預入期間が1年以上1年6か月未満の場合 約定利率×50% D 預入期間が1年6か月以上2年未満の場合 約定利率×60% E 預入期間が2年以上2年6か月未満の場合 約定利率×70% F 預入期間が2年6か月以上4年未満の場合 約定利率×90% (2) 4年ものの定型方式および4年超5年未満の満期日指定方式 A 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通預金の利率 B 預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×40% C 預入期間が1年以上1年6か月未満の場合 約定利率×50% D 預入期間が1年6か月以上2年未満の場合 約定利率×60% E 預入期間が2年以上2年6か月未満の場合 約定利率×70% F 預入期間が2年6か月以上3年未満の場合 約定利率×80% G 預入期間が3年以上5年未満の場合 約定利率×90% (1) 5年ものの定型方式 A 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通預金の利率 B 預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×30% C 預入期間が1年以上1年6か月未満の場合 約定利率×40%

	<p>D 預入期間が1年6か月以上2年未満の場合 約定利率×50%</p> <p>E 預入期間が2年以上2年6か月未満の場合 約定利率×60%</p> <p>F 預入期間が2年6か月以上3年未満の場合 約定利率×70%</p> <p>G 預入期間が3年以上4年未満の場合 約定利率×80%</p> <p>H 預入期間が4年以上5年未満の場合 約定利率×90%</p>
10. 満期日以後の利息	●満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
11. 金利情報の入手方法	●金利は店頭の営業店表示システムにて表示しています。
12. 付加できる特約事項	●自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率)
13. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業店または「たましん相談室」(9時～17時、電話：0120-06-1351)までお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 岡山弁護士会(電話：086-223-4401)、東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記「たましん相談室」または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)までお申し出ください。また、お客様から岡山弁護士会または上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫相談室または全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
14. その他	●預金保険制度の付保対象預金です。元本1,000万円までとその利息等が保護の対象となります。(1,000万円を超える部分は破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われますので一部カットされることがあります)